令和6年4月1日から水道料金を全体で7.2%程度改定します

- 改定 ポイント
- 1 群馬県からの受水費用の削減により、改定率を水道事業経営戦略で想定した10%から7.2%に補正し、少量使用者への影響を抑えて改定します。
- 2 安定した水道料金収入を確保するため、基本料金を値上げし、全体収入における基本料金の収入割合を高めます。
- $^{(3)}$ 大量使用者への影響を考慮し、水量料金の101㎡以上の単価を据え置きにし、 $1\sim 100$ ㎡の単価のみ5円値上げします。(水量料金の値上げ上限額は500円/2カ月)

料金改定の内容

基本料金(2カ月あたり・税抜)

<u> </u>					
口径	現在	改定案	差額		
13mm	1,380円	1,520円	140 円		
20mm	1,800円	2,100円	300₽		
25mm	3,600円	4,220円	620円		
30mm	8,200円	9,600円	1,400円		
40mm	19,000円	22,200円	3,200円		
50mm	37,000円	43,200円	6,200円		
75mm	67,000円	78,400円	11,400円		
100mm	90,000円	105,400円	15,400₽		
150mm	180,000円	210,600円	30,600円		

水量料金(1m³あたり・2カ月あたり・税抜)

水量区分	現在	改定案	差額
1∼20㎡	65円	70円	5円
21~40m²	110円	115円	5円
$41\sim$ 100 $ ext{m}$	125円	130円	5 円
101㎡ \sim	145円	145円	0円



料金改定の必要性

地方公営企業である水道事業には独立採算制の原則があり、使用者の皆様の水道料金によって事業が運営されています。

本市の水道事業は、これまで安全で安心な水道水を安定的に供給してきましたが、水道施設は整備から60年を経過したものや、昭和40年代の水需要の増加に伴って整備した施設が多くあり、経年化が進んでいます。老朽化した水道管では、漏水や濁り水の発生する可能性が高くなり、市民生活に大きな影響を与える恐れがあることから計画的に更新する必要があります。さらに、災害発生時の水道施設被害を最小限に抑えられるよう施設の耐震化についても速やかに進めなければなりません。

中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」では、老朽化した水道施設の更新や耐震化工事を実施していくにあたり、多大な費用が見込まれています。

これまで事業の民間委託や職員数の削減などの経費削減に努めてきましたが、このままでは資金が足りなくなる恐れがあります。

今後必要となる資金を確保し、将来世代に負担を先送りにしないために、水道料金を改定する必要があります。

この水道料金改定(案)は、水道料金等審議会で審議を行い作成したものです。

審議会の議事録は市ホームページ、上下水道局総務課、市役所本庁および各支所の市民情報コーナーで確認 することができます。

また、「水道事業経営戦略(R4年度改定)」についても同様の場所で確認することができます。

改定後の水道料金

★主に一般家庭における水道料金(2カ月あたり・税抜)

メーター口径13㎜		メーター口径20㎜			
現在	改定案	差額	現在	改定案	差額
2,030円	2,220円	190円	2,450円	2,800円	350円
2,680円	2,920円	240円	3,100円	3,500円	400円
3,780円	4,070円	290円	4,200円	4,650円	450円
4,880円	5,220円	340円	5,300円	5,800円	500円
5,130円	6,520円	390円	6,550円	7,100円	550円
7,380円	7,820円	440円	7,800円	8,400円	600₽
3,630円	9,120円	490 円	9,050円	9,700円	650円
9,880円	10,420円	540円	10,300円	11,000円	700円
1,130円	11,720円	590円	11,550円	12,300円	750円
2,380円	13,020円	640円	12,800円	13,600円	800円
	現在 2,030円 2,680円 3,780円 4,880円 5,130円 7,380円 9,880円 1,130円	現在 2,030円 2,220円 2,680円 2,920円 3,780円 4,070円 4,880円 5,220円 5,130円 6,520円 7,380円 7,820円 3,630円 9,120円 9,880円 10,420円 1,130円 11,720円	現在 改定案 差額 2,030円 2,220円 190円 2,680円 2,920円 240円 3,780円 4,070円 290円 4,880円 5,220円 340円 5,130円 6,520円 390円 7,380円 7,820円 440円 8,630円 9,120円 490円 9,880円 10,420円 540円 1,130円 11,720円 590円	現在 改定案 差額 現在 2,030円 2,220円 190円 2,450円 2,680円 2,920円 240円 3,100円 3,780円 4,070円 290円 4,200円 4,880円 5,220円 340円 5,300円 5,130円 6,520円 390円 6,550円 7,380円 7,820円 440円 7,800円 3,630円 9,120円 490円 9,050円 9,880円 10,420円 540円 10,300円 1,130円 11,720円 590円 11,550円	現在 改定案 差額 現在 改定案 2,030円 2,220円 190円 2,450円 2,800円 2,680円 2,920円 240円 3,100円 3,500円 3,780円 4,070円 290円 4,200円 4,650円 4,880円 5,220円 340円 5,300円 5,800円 5,130円 6,520円 390円 6,550円 7,100円 7,380円 7,820円 440円 7,800円 8,400円 3,630円 9,120円 490円 9,050円 9,700円 9,880円 10,420円 540円 10,300円 11,000円 1,130円 11,720円 590円 11,550円 12,300円

▶ 主に店舗・工場などにおける水道料金(2カ月あたり・税抜)

メーター口径	平均使用水量	現在	改定案	差額
25mm	102m²	14,890円	16,010円	1,120円
30mm	211m²	35,295円	37,195円	1,900円
40mm	373m²	69,585円	73,285円	3,700円
50mm	731m²	139,495円	146,195円	6,700円
75mm	1,923m²	342,335円	354,235円	11,900円
100mm	2,856m²	500,620円	516,520円	15,900円
150mm	9,913m³	1,613,885円	1,644,985円	31,100円



▼ 水道料金等審議会ホームページ



水道料金計算方法

改定後の水道料金について、メーター口径20mmの 水栓で2カ月40㎡の水道を使用した場合

基本料金 2,100円

水量料金 1,400円 (20㎡×70円) 2,300円 (20㎡×115円)

合計 5,800円

<上記金額に別途消費税がかかります。>

伊勢崎市下水道事業 下水道使用料改定(案) 【パブリックコメント資料】

令和6年4月1日から下水道使用料を全体で15%程度改定します

改定 ポイント

- ① 下水道使用料は平成10年(1998年)の改定以来、26年ぶりの改定となります。
- ② 安定した下水道使用料収入を確保するため、基本使用料を2カ月で500円(税抜)値上げし、全体収入における基本使用料の収入割合を高めます。
- $^{'}$ $_{f 3}$ 大量使用者への影響を考慮し、水量使用料の51㎡以上の単価を据え置きにし、 $1\!\sim\!50$ ㎡の単価のみ値上げします。(水量使用料の値上げ上限額は160円/2カ月)
- ※下水道使用料は公共下水道・農業集落排水・市設置浄化槽の使用者が支払う使用料です。 個人で浄化槽を設置して汚水処理している方には、下水道使用料はかかりません。

使用料改定の内容

基本使用料(2カ月あたり・税抜)

現在	改定案	差額
900ฅ	1,400ฅ	500 ฅ

水量使用料(1㎡あたり・2カ月あたり・税抜)

水量区分	現在	改定案	差額
1∼20 ㎡	53円	58円	5 Ħ
21∼50 ㎡	93円	95 円	2 円
51∼100 ㎡	106円	106円	0 円
101∼500 ㎡	109円	109円	0 円
501㎡~	113円	113円	0 円

使用料改定の必要性

地方公営企業である下水道事業には独立採算制の原則があり、汚水処理に要する経費については、本来、 下水道使用料で賄わなければなりません。

しかしながら、本市の下水道事業では、これまで事業の民間委託や職員数の削減などの経費削減に努めてきましたが、使用料収入だけでは経費を賄うことができず、その財源不足を一般会計からの繰入金で補てんすることで事業を運営しているのが現状です。繰入金には下水道を利用していない市民の税金も含まれていることから負担の公平性に反するため、繰入金による補てんを解消していく必要があります。

また、中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」では、このような厳しい経営状況の中でも、 汚水処理人口普及率の向上のための管きょ整備や老朽施設の補修・更新などに多大な投資を見込んでいます。 必要な投資を遂行しながら今後更なる経営の健全化を図り、将来世代に負担を先送りにしないために、下水 道使用料を改定する必要があります。

下水道事業の経営指標

【公共下水道の場合】

●使用料単価(下水道使用料として徴収している排水量1㎡あたりの単価)

現在(R3年度)	改定後(R6年度) ^{見込}	国が求める適正水準
103円/㎡	118円/㎡	150 円/㎡

経費回収率(使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄われているかを表した指標)

現在(R3年度)	改定後(R6年度) 見込	
68.8%	79.0%	※100%以上が望ましい

改定後の下水道使用料

使用水量別の下水道使用料(2カ月あたり・税抜)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
使用水量	現在	改定案	差額
10 ㎡	1,430円	1,980円	550円
20 m	1,960円	2,560円	600 ₱
30m²	2,890円	3,510円	620円
40 ㎡	3,820円	4,460円	640円
50 ㎡	4,750 ₱	5,410 ₱	660円
60 m³	5,810円	6,470∄	660 ₱
70 ㎡	6,870円	7,530 ₱	660円
80 m²	7,930円	8,590円	660 ₱
90m²	8,990円	9,650₽	660円
100 ㎡	10,050円	10,710円	660 ₱
500 ㎡	53,650₽	54,310 Ħ	660円
1,000 ㎡	110,150円	110,810円	660₽

下水道使用料計算方法

改定後の下水道使用料について、 2カ月40㎡の汚水を下水道に流した場合

基本使用料 1,400円

水量使用料 1,160円 (20㎡×58円) 1,900円 (20㎡×95円)

合 計 4,460円

<上記金額に別途消費税がかかります。>



▲ 水道料金等審議会 ホームページ



▲ 下水道事業経営戦略 ホームページ

この下水道使用料改定(案)は、水道料金等審議会で審議を行い作成したものです。 審議会の議事録は市ホームページ、上下水道局総務課、市役所本庁および各支所の市民情報 コーナーで確認することができます。

また、「下水道事業経営戦略(R4年度改定)」についても同様の場所で確認することができます。